

車庫証明申請時の対応要領について

- 1 申請書及び権限書類（自認書・使用承諾証明書）の押印は不要とする。
- 2 訂正があった場合の対応方法については、下記のとおりとする。

（1）申請書の訂正方法について

窓口担当者の面前で訂正させる。（申請時でも受理後でも可）

（2）権限書類の訂正方法について

原則として持ち帰ってもらい訂正する。

例外としては、委任状を提示した行政書士の場合は可とする。（※のとおり）

※ 委任状を提示した行政書士の場合の訂正方法について

委任状の内容を確認して

日本行政書士会連合会推奨書式

のように、権限書類まで委任を受けている内容であることが確認出来れば、権限書類（自認書・使用承諾証明書）についても行政書士が訂正することは可とする。

権限書類まで委託を受けていない内容であれば、窓口担当者の面前で権限者に電話させるなどして、権限者の了解が取れた場合のみ、行政書士に訂正させても可とする。

車庫証明の申請時も訂正時も、押印は一切不要となります。